



半田市ふるさと景観計画



美しい水辺と豊かな緑に囲まれた

伝統・歴史・文化が織りなす景観まちづくり

半田市は、平成5年（1993年）に「半田市都市景観基本計画」を策定、平成7年（1995年）には「半田市ふるさと景観条例」を施行し、市内の良好な景観づくりを進めてきました。

国は、良好な景観は国民共通の資産であり、将来に渡って守り続ける必要があるとして、平成16年（2004年）6月に「景観法」を制定しました。これを受け、本市は、平成20年（2008年）5月に景観法に基づく「景観行政団体」となり、市民・事業者・行政の努力と協働により、半田らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくため、景観形成の方向性を示す「半田市ふるさと景観計画」を策定しています。

本計画の施行後10年が経過したことを機に、各景観形成重点地区の状況を踏まえ、地域の意向を確認し計画の改定を行いました。



半田市建設部都市計画課

景観計画区域

「景観計画区域」とは、景観法に基づく景観計画を定める範囲を指します。

半田市では、市内におけるまちづくりの経緯や景観特性を考慮し、景観形成を一体的に進めるため、市全域とします。

景観形成のテーマと基本目標

<景観形成のテーマ> 美しい水辺と豊かな緑に囲まれた 伝統・歴史・文化が織りなす景観まちづくり

潤いのある 水辺・里山景観

市内の水辺・里山の風景は、人々の生活にゆとりと潤いを与え、心に安らぎをもたらしてくれます。そのため、潤いのある景観として保全するとともに、市民の身近な場所として育てます。

豊かな 歴史・文化景観

市内には、祭りなど地域の人々によって大切に守られてきた歴史的資源が数多く存在し、地域の個性の源となっています。そのため、これらの資源を保全・活用した豊かな歴史と文化を感じることができるまちなみを形成します。

安らぎのある 住景観

住宅地については、生活する人が潤いと安らぎを感じ、地域に対する愛着と誇りを持って暮らせる住景観を保全・創造します。

賑わいのある 商景観

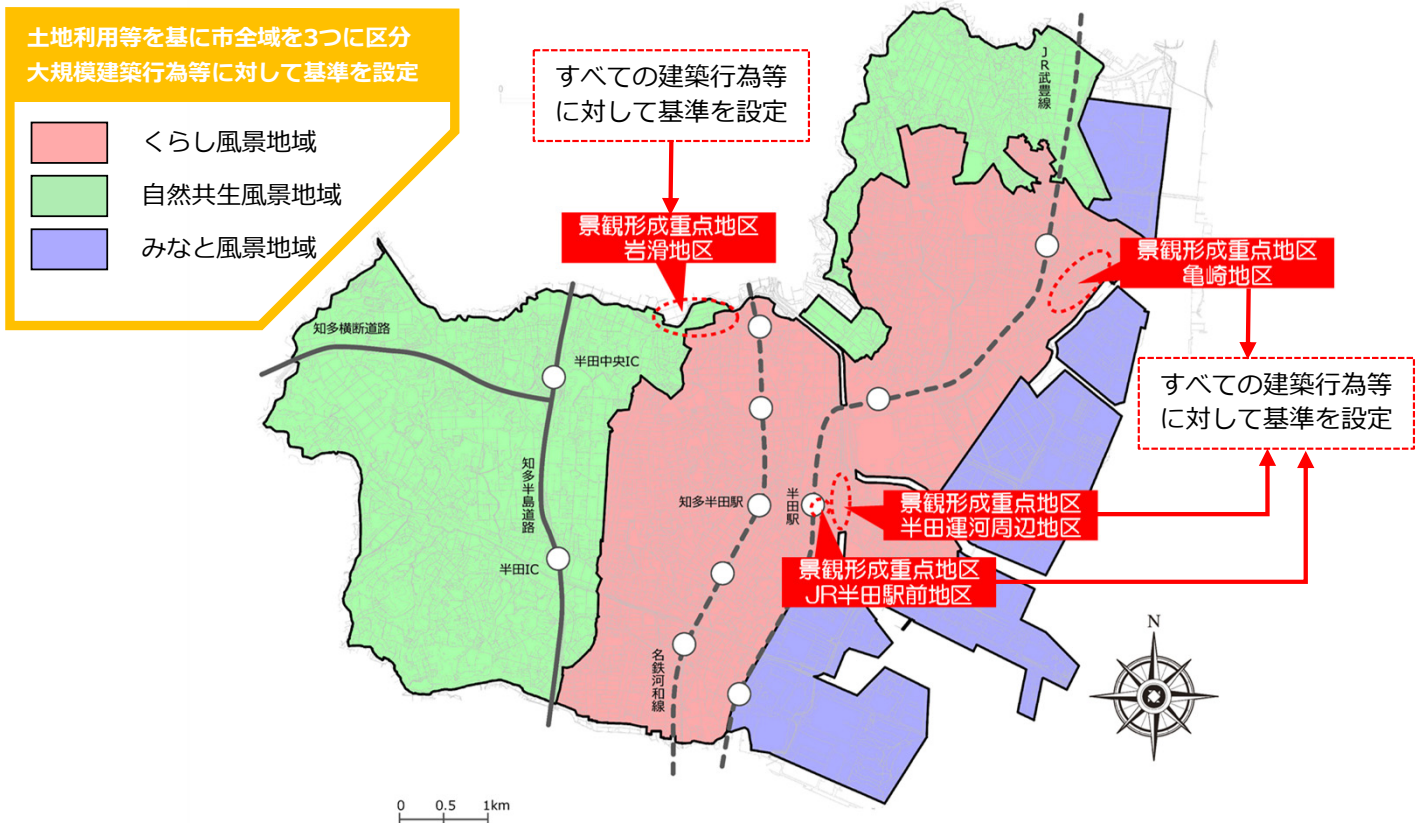
中心市街地や商店街などでは、市民や来訪者に買物や観光を楽しんでもらうため、賑わいのある魅力的な商景観を創造します。

緑豊かな 産業景観

臨海部の工業地では、まちから海を見渡した眺望に配慮するとともに、緑化により緑豊かな景観を創造します。

良好な景観形成のための行為の制限

建築行為などの景観に影響を及ぼす行為を伴う場合は、半田市に届出を行い、景観形成基準に従うことが義務付けられます。届出対象行為及び景観形成基準は、半田市を3つに区分した地域及び景観形成重点地区ごとに定めています。



地域の景観形成方針

くらし風景地域

- 半田の伝統・歴史・文化を理解し、尊重した景観形成に努めること。
- 美しい水辺と豊かな緑を活かした景観形成に努めること。
- 住宅地では、周囲のまちなみや生活環境に配慮すること。
- 商業地では、賑わいに配慮した景観形成に努めること。
- 地域の祭りや伝統行事に配慮すること。特に、山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成に努めること。



紺屋海道のまちなみ



知多半田駅前のまちなみ

自然共生風景地域

- 美しい水辺と豊かな緑を活かした景観の形成に努めること。
- 河川やため池、里山や農地などの自然風景を保全し、調和に努めること。
- 住宅地では、周囲のまちなみや生活環境に配慮すること。
- 半田の伝統・歴史・文化を理解し、尊重した景観形成に努めること。
- 地域の祭りや伝統行事に配慮すること。特に、山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成に努めること。



農地と里山のある風景



ため池のある風景

みなと風景地域

- 豊かな緑を創出する景観形成に努めること。
- 道路などの公共の場所に隣接する場所は、ゆとりを持たせ、圧迫感を感じさせないように配慮すること。
- 敷地の周囲は、緑化により良好な景観形成に努めること。
- まちから海を見渡した眺望に配慮すること。



臨海部の工場や事業所が建ち並ぶ風景



緑豊かな工業地の風景

■景観形成重点地区の景観形成方針

半田運河周辺地区

- 運河・蔵・山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成
- 地区内に残る醸造蔵などの歴史的建造物を活かした景観形成
- 住民の暮らしや産業を大切にするとともに、誰もが親しみをもてる景観形成
- 人が集い、美しい水辺を楽しむことのできる景観形成



J R半田駅前地区

- J R半田駅の鉄道産業遺産と醸造の歴史を感じる半田運河周辺とをつなぐ地区として、歴史と賑わいを感じながら回遊できるまちなみの形成
- J R半田駅の鉄道産業遺産を活かしながら、半田運河までの御幸通りを歩いて楽しむことのできる景観形成
- J R半田駅から半田運河に至る御幸通りでは、昭和初期のモダンで落ち着いた雰囲気漂う景観形成
- 人が集い、交流が生まれ、多様な活動を楽しむことができる景観形成



■景観形成重点地区の景観形成方針

亀崎地区

- 山車のさや・蔵・社寺などの亀崎の特徴的な建築物や背景となる斜面緑地を意識した景観形成
- 潮干祭の山車の曳き廻しが映えるまちなみの形成
- 住民の暮らしや亀崎の歴史・文化を大切にするとともに、散策する人に親しまれる景観形成



岩滑地区

- 住民の暮らしを大切にするとともに、新美南吉ゆかりの場所を散策する人に親しまれる景観形成
- 新美南吉の生家、社寺など南吉童話の舞台を継承する景観形成
- 矢勝川や里山、農地などの風景を保全し、自然と調和した景観形成
- 地域の祭りや伝統行事に配慮した景観形成



届出対象行為

届出対象行為に該当する際には、景観法及び半田市ふるさと景観条例に基づき、本市に届出を行うことが必要となります。下記に地域・地区ごとに届出を要する行為を示します。

■届出対象行為

	景観重点地区以外	景観形成重点地区
建築物	○下段の表「■用途地域ごとの届出基準のとおり」	○床面積10m ² を超える建築物の次の行為 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転※1 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2 ・除却
工作物		○高さ2mを超える工作物の次の行為 ・新設、増築、改築若しくは移転※1 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2 ・除却
開発行為	都市計画法に基づく許可を必要とする開発行為のうち、開発区域面積が1,000m ² 以上のもの	○都市計画法に基づく許可を必要とするすべての開発行為
屋外広告物	○屋外広告物の表示若しくは内容の変更又は屋外広告物を提出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの ・高さ10mを超えるもの ・表示面積の合計が20m ² を超えるもの ※法令の規定による広告物、選挙運動用広告物は除く	○次のいずれかに該当するもの ・屋外広告物の表示又は内容の変更 ・屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕又は色彩の変更 ※法令の規定による広告物、選挙運動用広告物は除く ※表示面積10m ² 以下の自家用広告物、表示面積3m ² 以下の管理用広告物は除く
物件の堆積	—	・屋外における、堆積の高さ3m又は堆積面積100m ² 以上の物件の堆積。 ※行為の期間が30日未満の場合は除く
特定照明	—	・建築物若しくは工作物の外観について行う照明の実施又はその照明方法の変更。 ※行為の期間が30日未満の場合は除く

■用途地域ごとの届出基準

用途地域	建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2で次のいずれかに該当するもの	工作物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2で次のいずれかに該当するもの
第一種低層住居専用地域 市街化調整区域	・高さ10mを超えるもの ・敷地面積1,000m ² を超えるもの ・建築面積500m ² を超えるもの ・立面積※3 500m ² を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※4 ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※4 ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※4	・高さ10m（建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が10m）を超えるもの ・敷地の用に供する面積が500m ² を超えるもの
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	・高さ13mを超えるもの ・建築面積1,000m ² を超えるもの ・立面積※3 1,000m ² を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※4 ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※4 ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※4	・高さ13m（建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が13m）を超えるもの ・敷地の用に供する面積が500m ² を超えるもの
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	・高さ15mを超えるもの ・建築面積1,000m ² を超えるもの ・立面積※3 1,000m ² を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※4 ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※4 ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※4	・高さ15m（建築物と一体となって設置されるものは、その高さが10mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの ・敷地の用に供する面積が1,000m ² を超えるもの
工業専用地域	・高さ15mを超えるもの ・建築面積1,000m ² を超えるもの ・立面積※3 1,000m ² を超えるもの ただし、道路の境界線からの距離が50m以内の区域に限る	・高さ15m（建築物と一体となって設置されるものは、その高さが10mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの ・敷地の用に供する面積が2,000m ² を超えるもの ただし、道路の境界線からの距離が50m以内の区域に限る

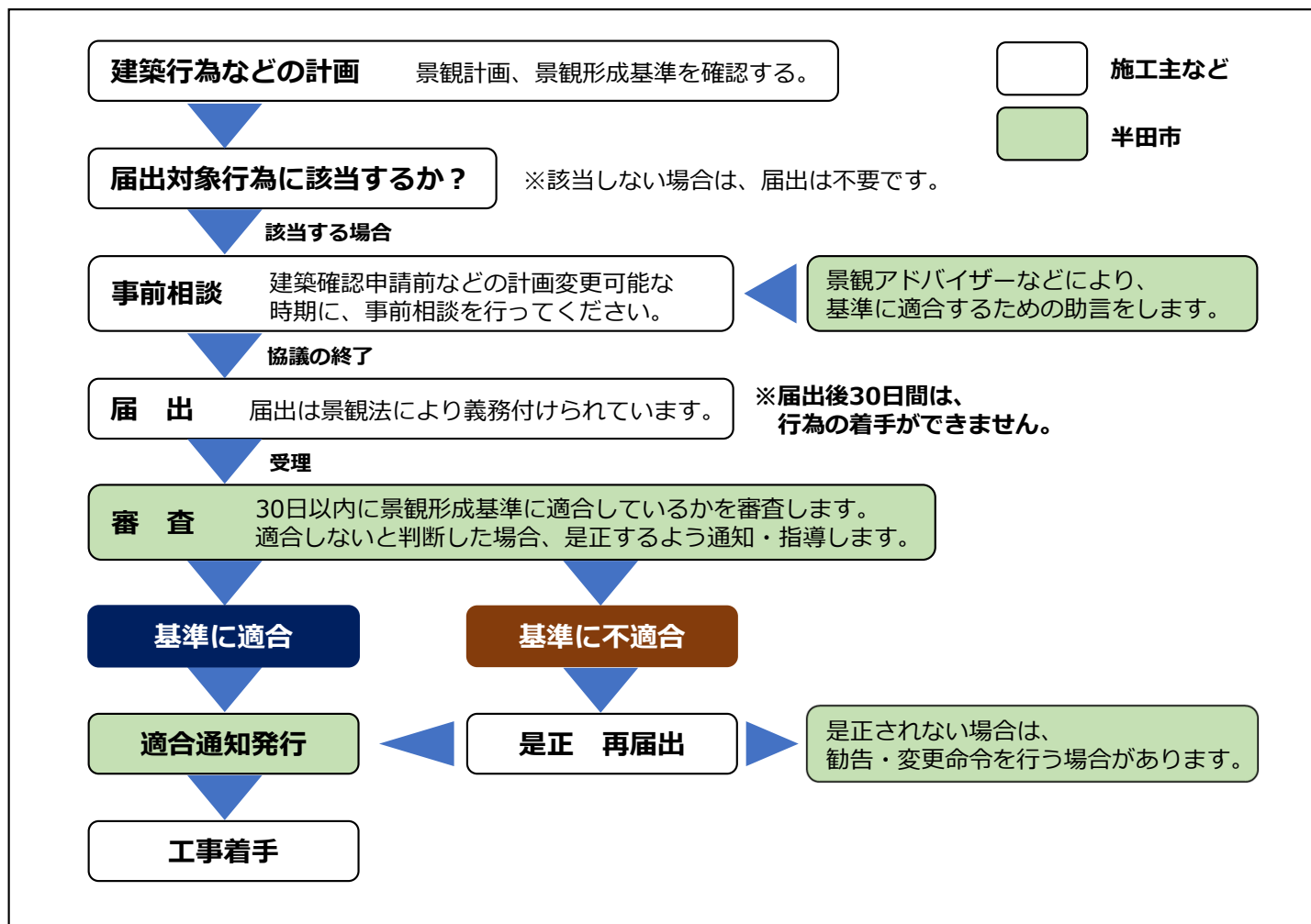
※1：増築、改築を行った後の全体の規模が基準以上になれば対象となります。

※2：「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」は、通常の維持管理や設備、建具の更新などによるものは除きます。

※3：立面積とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面などから見える建築物の壁面などの面積をいいます。なお、2つ以上の道路などに面する場合は、各道路などに対する立面積の合計が基準以上になれば対象となります。

※4：1つの系列法人等を含む事業者が一団地を形成すると認められる区域で分割して事業を行い、その合計が規定の戸数に達することとなる場合も対象となります。

届出の流れ



届出書類の添付書類

添付書類	明示する事項	建築物	工作物	開発行為	屋外 広告物	物件の 堆積	特定照明
位置図	縮尺2,500~50,000分の1程度の地図に方位と行為地を記入	○	○	○	○	○	○
配置図	敷地の境界線及び届出行為の物件などの位置を記入	○	○	○	○	○	○
平面図	各階の間取り又は主要部の材料及び種別を記入	○	○	—	—	—	—
立面図	仕上げ方法及び色彩（マンセル値）を記入（各面）	○	○	—	—	—	—
意匠図	仕上げ方法及び色彩（マンセル値）を記入	—	—	—	○	—	—
完成 予想図	（パース図も可）	○	○	—	○	—	—
構造図	構造物、機器の内容を記入	—	—	○	—	○	○
付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真	○	○	○	○	○	○

※変更・除却の場合は、内容が分かる書類を添付してください。

景観形成基準（景観形成重点地区以外）

項目	地域	くらし風景地域	自然共生風景地域	みなと風景地域	
建築物	配置	・道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。		・できるだけ多くの空地を確保してゆとりある敷地利用とすること。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。 ・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 ・商店街では賑わいに配慮したデザインとすること。また、閉店時の景観形成にも努めること。 	・周囲の建物や自然との調和に努めること。		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建物で使用されている材料の使用に努めること。 ・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。 			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 ・Y（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・R（赤） YR（橙）及びY（黄色）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 ・Y（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・彩度・明度の高い色の使用は避けること。 ・アクセントカラー（主要な色を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・周囲のまちなみに調和した色彩に努めること。 			
	建築設備 附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や物置などの附属物や非常階段、配管設備は、建築物と調和を図ること。 ・屋外設備、屋上設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆うなど、目立たない配慮をすること。 			
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀などは建築物やまちなみとの調和を図ること。高いブロック塀の設置は避け、生垣や緑化されたさく又は塀の設置に努めること。 ・道路境界付近や建物周りを中心に、緑化に努めること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくによりまちなみの連続性に努めること。 ・地域の植生にあった緑化に努めること。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木などは保全、活用に努めること。 ・周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの緑地空間を確保するとともに、道路に面した部分は多くの植栽を施すこと。 		
	工作物	配置	・道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。		
形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> ・意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・種類及び用途に応じて集約化に努めること。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 	・周囲の建物や自然との調和に努めること。		
材料		・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。			
色彩		※建築物と同じ。			
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。				
開発行為	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。			
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。			
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。 ・まちなみに配慮したデザインに工夫すること。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地においては、点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 			

景観形成基準（景観形成重点地区）

項目	地域	半田運河周辺地区	J R 半田駅前地区
建築物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	・御幸通りに面する壁面については、道路境界線から大きく後退させないように努めること。
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。 ・屋根は勾配を有する形態に努めること。 ・地区の景観を特徴づけるしっくい・木板などの素材や鎧囲い・下見板張りなどの活用に努めること。	・1～2階の低層部については、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和に配慮すること。 ・3階以上の部分については、低層部と形態・意匠の分節化を図りまちなみにおいて目立ち過ぎないように配慮すること。 ・御幸通りに面する部分では、1階の軒高付近において庇の設置もしくは庇をイメージさせるデザインに努めること。
		○壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。	・地区の景観を特徴づける格子・木板を用いた和風建築及び、昭和初期の洋風建築の様式を模した意匠の活用に努めること。 ・壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント（変化）をつけるなど工夫するとともに、周辺との調和に配慮すること。 ・物販、飲食、サービス事業所等の店舗においては、閉店時の景観形成にも配慮すること。 ・側面や背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	・壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。	・R（赤）、YR（橙）及びY（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下
		・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度3以下 ・Y（黄）の色相は、彩度2以下 ・上記以外の色相は、彩度1以下 ・無彩色を除き、明度は8以下	
建築設備 附帯施設	・附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めること。 ・空調室外機などの設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をすること。		
外構・緑化	・門や垣又はさくは、まちなみと調和させるように努めること。 高いブロック塀などの設置は避けること。 ・敷地内は緑化に努めること。特に道路に面した部分は生垣を設置するなど緑化に努めること。 ・既存の良好な樹木、屋敷林などは保全、活用に努めること。 ・建築物の前面を駐車場とする場合は、まちなみの連続性を意識してさくを設置するなど工夫すること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすること。	・門や垣又はさくは、まちなみとの調和を図ること。高いブロック塀などの設置は避けること。 ・周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ・敷地内は緑化に努めるとともに、適切な管理を行うこと。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をするとともに、出入口の位置についてはまちなみの連続性などに配慮すること。 ・地域の植生にあった緑化に努めること。	
	○周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ○地域の植生にあった緑化に努めること。		
工作物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ○種類及び用途に応じて集約化に努めること。	・意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
		○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	※建築物と同じ。	
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。		
開発行為	敷地の形状の変更	・敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。	
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。	
物件の堆積	・積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めること。 ・堆積物は周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくすること。		
特定照明	・周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫すること。 ・公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないこと。 ・環境負荷の少ない照明に努めること。		
屋外広告物	・彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めること。	・掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。 ・まちなみに配慮したデザインに工夫すること。 ・色彩は原色及び原色に近いものは避け、蛍光色は使用しないこと。	
	・自家用の広告物以外は原則として設置しないこと。 ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。		

○の項目は、大規模な行為に追加される景観形成基準となります。（大規模な行為とは、5ページ下段の表（■用途地域ごとの届出基準）のとおりです。）

景観形成基準（景観形成重点地区）

項目	地域	亀崎地区	岩滑地区
建築物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみ、社寺、背景の自然との調和に配慮すること。 【区域A】※1 ・屋根は勾配を有する形態に努めること。
		○壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。	○歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	・壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。 ・R（赤）、YR（橙）及びY（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下	
	建築設備 附帯施設	・附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めること。 ・空調室外機などの設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をすること。	
	外構・緑化	・門や垣又はさくは、まちなみと調和させるように努めること。高いブロック塀などの設置は避けること。 ・敷地内は緑化に努めること。特に道路に面した部分は生垣を設置するなど緑化に努めること。 ・既存の良好な樹木、屋敷林などは保全、活用に努めること。 ・建築物の前面を駐車場とする場合は、まちなみの連続性を意識してさくを設置するなど工夫すること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすること。	【区域A】※1 ・生垣などの緑化された垣又はさくや板塀の設置に努めること。
○周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ○地域の植生にあった緑化に努めること。			
工作物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみや田園風景との調和に配慮すること。
		○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ○種類及び用途に応じて集約化に努めること。	○歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	※建築物と同じ。	
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。		
開発行為	敷地の形状の変更	・敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。	
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。	
物件の堆積	・積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めること。 ・堆積物は周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくすること。		
特定照明	・周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫すること。 ・公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないこと。 ・環境負荷の少ない照明に努めること。		
屋外広告物	・自家用の広告物以外は原則として設置しないこと。 ・彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めること。 ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。		

○の項目は、大規模な行為に追加される景観形成基準となります。（大規模な行為とは、5ページ下段の表（■用途地域ごとの届出基準）のとおりです。）
※1：区域Aは、南吉童話まちなみ地区です。詳細については、半田市ふるさと景観計画を参照ください。

景観形成重点地区の景観形成の推進に向けて

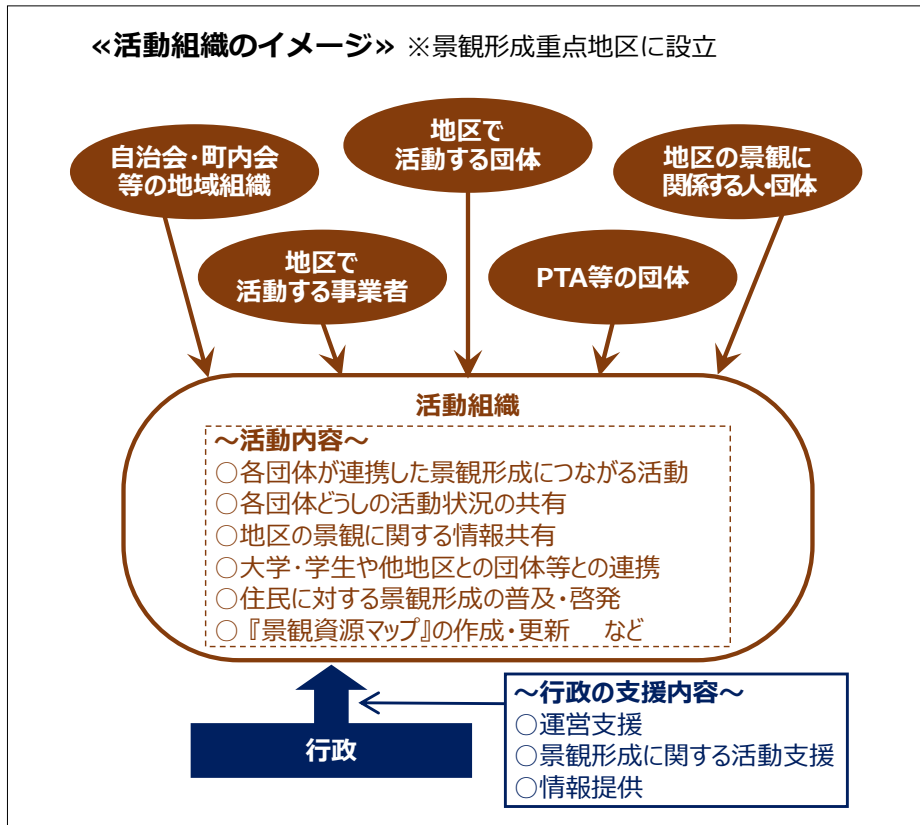
景観形成重点地区における協働の取組

景観形成重点地区においては、「地域・住民」「事業者」「行政」の三者の協働により、特に下記の取組を推進します。

○地域・住民、事業者による活動組織の設立

景観形成重点地区内の地域組織、活動団体、事業者、PTA等により活動組織を設立し、地域が主体となった景観づくりを促進します。

この活動組織に対し、行政は運営支援、景観形成に関する活動支援、情報提供等を行うものとします。



景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第4号]

景観重要建造物は、地域の良好な景観を守り、育むという観点から価値を見出して指定するものです。地域の良好な景観形成の模範となる建造物や市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象となります。

【指定の方針】

- 登録有形文化財に登録されている建造物
- 市指定文化財に指定されている建造物
- 地域の歴史や文化が形態・意匠に色濃く表れている建造物
- 地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- 市民に親しまれ、愛されている建造物

景観重要樹木は、樹高や樹形が地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象となります。

【指定の方針】

- 市指定保存樹木又は保存樹林に指定されている樹木
- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与している樹木
- 地域の歴史的・文化的な遺産としての価値がある樹木

半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金の概要

景観形成重点地区のより一層の良好な景観形成を図るため、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）として、優れた景観の形成につながる建築行為等に対して、その費用の一部を補助します。

家の新築、外壁の修繕、生垣の設置等をお考えの際は、補助金の活用を是非ご検討ください。

なお、補助金を受けるには、景観形成仕様をおおむね満たす必要があります。補助の対象となるかどうかについては、必ず事前に都市計画担当までご相談ください。

- 景観形成重点地区内での優れた景観の形成に寄与する建築行為などに対する補助
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の保存などに係る費用に対する補助（市全域に適用）
- 景観形成重点地区内の建築物などの計画・設計に対する景観アドバイザーの技術的支援
- 景観形成重点地区の指定に向けた住民・地権者の活動などに対する技術的支援
- 生垣設置に対する補助制度（景観形成重点地区）



■ 補助金制度の紹介動画



実際に景観補助制度を利用して建物改修をした方のお話や、どの地区で補助を受けることが出来るのかななどを、詳しく紹介しています。

【問い合わせ先】半田市建設部都市計画課

〒475-8666 半田市東洋町2-1

TEL : 0569-84-0628